

令和8年度

発行日：令和7年11月28日

「認定こども園ド・レ・ミ」 入園前の支給認定申請について

令和8年度から「認定こども園ド・レ・ミ」への入園を希望される方は、入園申込み前に「支給認定」を受ける必要があります。

来年4月からの入園を希望される方は、役場へ必要書類の提出をお願いします。

●入園資格

【幼稚園】令和8年4月1日時点で満3歳～5歳の児童

【保育所】新冠在住で裏面の「保育を希望される場合」に該当する児童

●受付期間 令和7年12月3日（水）～令和7年12月17日（水）

●提出先 新冠町役場1階 町民生活課町民生活グループ（2番窓口）

●提出書類

役場町民生活課窓口にて、必要書類を受け取り、上記受付期間内に役場町民生活課窓口まで提出してください。

【幼稚園希望者・必要書類】

- ・支給認定申請書（1号認定用）

【保育所希望者・必要書類】

- ・支給認定申請書（2・3号認定用）
 - ・雇用証明書（両親とも）または自営業（内職）に係る申告書等
- ※申請時点において就労していなく、令和8年4月1日時点での就労予定の方など来庁時に確認させていただきます。

～認定こども園ド・レ・ミへの入園申込みについて～

「認定こども園ド・レ・ミ」からも令和8年度認定こども園ド・レ・ミ園児募集についてのお知らせがありますので、そちらをご確認ください。

問合せ先：町民生活課町民生活グループ社会係 担当者：西野（TEL 0146-47-2112）

教育・保育給付認定とは

教育・保育給付認定は、小学校就学前のお子さんの居住する市町村で行います。
認定区分は 3 つあり、どの施設を利用するか、もしくは、世帯の状況により区分が異なります。

認定区分		対 象
1号認定	教育標準時間認定 (幼稚園)	お子さんが満 3 歳以上で、教育を希望される場合
2号認定	満 3 歳以上・保育認定 (保育所)	お子さんが満 3 歳以上で、下記の「保育を希望される場合」に該当し保育園等での保育を希望される場合
3号認定	満 3 歳未満・保育認定 (保育所)	お子さんが満 3 歳未満で、下記の「保育を希望される場合」に該当し保育園等での保育を希望される場合

保育を希望される場合

保育を希望できる児童は、その家族が以下の理由であることなどが条件です。

- (1) 就労等 1 か月の労働時間が 48 時間以上の方
- (2) 妊娠・出産 産前 8 週から産後 8 週まで
- (3) 疾病・障がい 疾病・負傷もしくは精神などに障がいを有している
- (4) 求職活動 継続的に求職活動を行っていること
- (5) その他 介護等、災害復旧、就学など

※就労時間などによって、【保育短時間型】と【保育標準時間型】があります。

【保育短時間型】 1 日 8 時間までの範囲で利用可能

【保育標準時間型】 1 日 11 時間までの範囲で利用可能

利用者負担額について

施設の利用者負担額は、令和元年 10 月から 3 歳以上はすべて無料となっており、3 歳未満のお子さんについては、世帯の収入状況（町民税所得割課税額）により決まります。また、毎年 9 月には前年の所得に応じて額の変更が行われます。

現在のところ、利用者負担額は上記内容となりますが、町では令和 8 年 4 月より保育料完全無償化に向け、現在検討中であることを申し添えます。

町外施設の利用を希望される方

町外施設を利用される場合は、以下のとおりとなりますので確認願います。

- ・幼稚園を希望する場合 直接、利用希望施設へ申込みください。
- ・保育を希望する場合 役場町民生活課窓口へお問い合わせください。

※「静内幼稚園」、「認定こども園マーガレット幼稚園・保育園」等への入園申込みについて、詳しくは直接、施設にご確認ください。